

○共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する規則

〔昭和32年10月22日〕
規則第1号

改正	昭和49年3月22日規則第1号	昭和50年10月1日規則第1号
	昭和53年4月1日規則第1号	昭和53年7月17日規則第2号
	昭和59年9月1日規則第4号	昭和60年4月9日規則第1号
	昭和61年3月20日規則第1号	昭和61年12月23日規則第6号
	昭和62年3月13日規則第4号	昭和62年12月25日規則第7号
	平成元年3月24日規則第3号	平成元年9月9日規則第9号
	平成元年12月25日規則第10号	平成2年9月17日規則第3号
	平成2年12月25日規則第4号	平成4年4月1日規則第6号
	平成13年3月26日規則第2号	平成14年3月25日規則第1号
	平成16年3月23日規則第1号	平成18年3月23日規則第1号
	平成19年3月28日規則第2号	平成22年3月15日規則第1号
	平成22年3月31日規則第4号	平成22年4月30日規則第5号
	平成23年9月28日規則第3号	平成23年11月30日規則第5号
	平成24年3月27日規則第2号	平成24年7月6日規則第6号
	平成24年11月16日規則第7号	平成25年2月26日規則第7号
	平成25年11月21日規則第9号	平成27年3月27日規則第3号
	平成28年3月28日規則第3号	平成29年3月30日規則第1号
	平成30年3月27日規則第1号	平成31年3月26日規則第1号
	令和元年9月5日規則第2号	令和2年3月26日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「職員」とは、前条に掲げる条例に定める給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 「昇格」とは、職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 「降格」とは、職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数（換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 「必要経験年数」とは、職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。
- (6) 「在級年数」とは、職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。
- (7) 「必要在級年数」とは、職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。

(8) 「正規の試験」とは、任命権者が行う試験をいう。

(室長等の職務の内容)

第2条 条例別表第6の(1)行政職給料表等級別基準職務表6級の項の規則で定める室長、条例別表第6の(3)医療職給料表(2)等級別基準職務表6級の項の規則で定める技監並びに条例別表第6の(4)医療職給料表(3)等級別基準職務表5級の項の規則で定める室長は、別表第1のとおりとする。

(職務の級の基準)

第3条 新たに職員となる者の職務の級は、その者の職務の内容、経験年数及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(初任給の基準)

第4条 新たに職員となった者の号給は、その者の属することとなる職務の級において、別表第2に掲げる初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第8条第1項又は第9条第1項の規定により得られる号給とする。

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

3 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者については、第1項（前項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給を含む。）の規定による号給の号数に経験年数の月数に別表第3に定める経験年数換算表に定める換算率を乗じて得た月数を12月（その者の経験年数のうち10年を超える年数の月数にあつては、18月。ただし、医療職給料表(1)を適用する者（以下「医療職(1)適用職員」という。）を除く。）で除して得た数（1に満たない端数は切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

(再任用短時間勤務職員の給料月額の前端数計算)

第4条の2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短

時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）について、条例第4条の2の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

（資格の適用）

第5条 級別資格基準表及び初任給基準表は、試験又はその他の区分に応じて適用するものとする。

2 級別資格基準表及び初任給基準表に掲げる学歴免許等の資格区分の適用については、別表第11学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 学歴免許等資格区分表の適用については、最も新しい資格によるものとする。ただし、他の資格によることが職員に有利である場合には、その資格によることができる。

4 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、前項の規定により用いたその者の学歴免許等の資格を取得したとき以後の経験年数による。

5 職員が第3項の規定により用いた学歴免許等を取得したとき以後における経歴のうち職員として同様の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表に定める換算率を乗じて得た年数をもって経験年数とする。

6 級別資格基準表の学歴免許等の資格に対し、修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、前2項の規定によるその者の経験年数にその加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。

（初任給の特例）

第6条 新たに職員となった者が、次の各号のいずれかに該当する場合において第4条の規定によることが適当でないと認められるときは、その職務の内容及び他の職員との均衡を考慮し、管理者の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 公務員であった者が引き続いて条例の適用を受けることとなった場合
- (2) 特殊な技術、経験等を必要とする職に採用する場合
- (3) その他特に必要と認める場合

（昇格の基準）

第7条 現に職員である者を1級上位の職務の級に昇格させようとするときは、別表第6に掲げる「級別資格基準表」に基づいて行うものとする。ただし、その者の勤務成績が特に良好であると認められる場合は、必要な在級年数の8割以上10割未満の年数をもって昇格させることができる。

2 現に職員である者が昇格させようとする職務の級に必要な資格を取得した場合は、前項の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の特例)

第8条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合には、前条の規定にかかわらず、1級上位の職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第8条の2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合において、前項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(降格)

第9条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号給)

第9条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第9に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、前2項の規定にかかわらず管理者の承認を得てその者の号給を決

定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(初任給基準を異にする異動)

第10条 職員が給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職種に異動した場合におけるその者の職種の級は、異動後の職に従前から在職していたものとみなし、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して決定するものとする。

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前2条の規定にかかわらず、前項の例により決定するものとする。

(給料表の適用を異にする異動)

第10条の2 職員が給料表の適用を異にして、他の職に異動した場合におけるその者の職務の級は、異動後の職に従前から在職していた者とみなし、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して決定するものとする。

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前条第2項の規定に準じて決定するものとする。

(昇給日)

第11条 条例第4条第4項の規則で定める日は、第13条に定めるものを除き、毎年1月1日(ただし、医療職(1)適用職員については毎年4月1日とする。以下「昇給日」という。)とする。

第11条の2 削除

(勤務成績の証明)

第11条の3 条例第4条の規定による職員の昇給(第13条に定めるところにより行うものを除く。第11条の4において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は昇給しない。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第11条の4 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、管理者の定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が極めて良好である職員 S

(2) 勤務成績が特に良好である職員 A

- (3) 勤務成績が良好である職員 B
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 C
- (5) 勤務成績が良好でない職員 D

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員及び次号に掲げる職員を除く。） C
- (2) 管理者の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 D

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（S及びAの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 各任命権者において、前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるS又はAの昇給区分に決定する職員の数の割合は、管理者の定める割合におおむね合致していなければならない。

5 条例第4条第4項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第8に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第9条の2第2項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（管理者の定める職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で管理者の定める号給数）とする。

7 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務

の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第12条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をS又はAに決定する職員の昇給の号給数の合計は、第4項の管理者の定める割合等を考慮して任命権者ごとに管理者の定める号給数を超えてはならない。

（55歳原則昇給停止を適用しない職員）

第11条の5 条例第4条第6項ただし書の管理者が必要と認めた職員は、他の地方公共団体等から派遣された職員とする。

第12条 削除

（昇給の特例）

第13条 勤務成績が良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる昇給の数を加えた号給に昇給させることができる。

- (1) 職員が生命をとして、職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合においては、8号給
- (2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員となって退職する場合においては、8号給
- (3) 共立蒲原総合病院組合職員の分限に関する条例（昭和36年共立蒲原総合病院組合条例第21号）第2条第2号の規定により休職を命ぜられた職員が、その職員の職務に関連がある資格を取得した場合においては、4号給
- (4) その他管理者が特に必要と認めた場合においては、8号給

第14条 削除

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第15条 第11条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

（昇給の決定の特例）

第16条 現に職員である者が上位の号給の額を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合においては、その者の号給を初任給として受けるべき額の号給に達するまで上位に決定することができる。

2 初任給の基準の改正にともない新たに当該基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められる職員については、その者の号給を上位に決定

することができる。

(復職時等における号給の調整)

第16条の2 休職にされ、若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、又は休暇の期間を別表第4に定める休職期間等調整換算表に定めるところにより換算して得た期間(以下次条において「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における第11条に規定する最初の昇給日又はそのいずれかの日に管理者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の支給)

第17条 条例第5条の規定による職員の給料の支給日後に新たに職員となった者には、その月の末日までに、給料の支給日前に退職し、又は死亡した者には、その際給料を支給する。

2 職員が月の中途において、次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(4) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

3 月の1日から引き続いて休職(給与の全額を支給されている場合を除く。)にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給料(休職の場合は休職給と本来の給料との差額)をその月の末日までに支給する。

(管理職手当)

第18条 条例第8条の規定により管理職手当を支給することができる者は、別表第10に掲げる者とし、手当の額は、同表右欄に掲げる額とする。

2 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号の一に該当する場合は、管理職手当は支給することができない。

(1) 外国に出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合（条例第22条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷若しくは疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

（役務手当）

第18条の2 役務手当は、次の各号に掲げる職の者に支給し、その月額は当該各号に定める額とする。

(1) 所長及び部長の職にある者 給料月額の100分の18

(2) 科長の職にある者 給料月額の100分の17

(3) 医長の職にある者 給料月額の100分の15

(4) 主任の職にある者 4,000円

（扶養手当の支給）

第19条 条例第9条の2第1項に規定する届出を受けたときは、届出書記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定するものとする。

2 条例第9条第2項に規定する他に主計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他これに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) 重度心身障害者にあつては、前2号による外終身労務に服することができない程度でない者

3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養者として認定することができる。

4 前3項の認定を行うに当って必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足る証拠書類を求めることができる。

（住居手当）

第19条の2 条例第9条の4第1項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 国、地方公共団体、公営企業体その他特別の法律により設置された法人で管理者の定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員

(2) 職員の扶養親族たる者（条例第9条に規定する扶養親族で条例第9条の2第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（届出）

第19条の3 新たに条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、管理者が定める様式の住居届により、その住居の実情をすみやかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃等に変更のあった場合についても、同様とする。

（確認及び決定）

第19条の4 任命権者は、職員から前条の規定による届け出があったときは、その届に係る事実を確認し、その者が条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による確認をするにあたっては、必要に応じ契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

（家賃の算定の基準）

第19条の5 第19条の3の規定による届け出に係る職員が食費等をあわせて支払っている場合における家賃に相当する額の算定は、管理者が定める基準に従い任命権者が行うものとする。

（支給の始期及び終期）

第19条の6 住居手当の支給は、職員が新たに条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第19条の3の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する

月) から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第19条の7 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が、条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうか随時確認するものとする。

(通勤手当)

第19条の8 条例第10条及び第10条の2並びにこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

- 2 条例第10条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自動車等を使用する距離は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

(通勤手当の確認及び決定)

第19条の9 管理者は、職員から条例第10条の2第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第10条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定するものとする。

(通勤手当の支給範囲の特例)

第19条の10 条例第10条第1項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」は、次の各号に定める者とする。

- (1) 地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3に掲げる程度の障害により歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められるもの
- (2) その他管理者が特に認めた者

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第19条の11 普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。

第19条の12 前条の通勤の経路又は方法は往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶため、これにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第19条の13 条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第10条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1ヶ月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

(3) 管理者の定める普通交通機関等 管理者の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）

第19条の14 条例第10条第2項第2号の規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。

（支給日）

第19条の15 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の条例第5条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに条例第10条の2の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

（併用者の区分及び支給額）

第19条の16 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定める職員の区分及びこれに対応する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1ヶ月当たりの運賃等相当額（以下「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、1ヶ月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額
- (3) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、1ヶ月当たりの運賃等相当額が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額
（返納の事由及び額等）

第19条の17 条例第10条第4項の規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次に掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第10条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は地方公務員法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第4項の規則で定める額は、前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月の末日にしたものとして得られる額とする。

3 条例第10条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合は、翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第19条の18 条例第10条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1か月

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に次の各号のいずれかに掲げる事由が生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。

(2) 長期間の研修等のために旅行をすること。

(3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

(4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

(5) その他管理者の定める事由が生ずること。

第19条の19 支給単位期間は、条例第10条の2第3項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第4項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は地方公務員法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき

(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(交通の用具)

第19条の20 条例第10条第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

- (1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
- (2) 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

(通勤手当の事後確認)

第19条の21 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第10条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時確認するものとする。

(勤務しないことについての承認)

第20条 条例第12条の規定による勤務をしないことについての承認は、勤務時間条例及び共立蒲原総合病院組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和36年共立蒲原総合病院組合条例第25号)の規定により与えられたものに対してするものとする。

(時間外勤務手当等の支給)

第21条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)は、勤務を命ぜられた職員に対し、実際に勤務した時間を基礎としてその月分を翌月に支給する。

- 2 公務により出張中、出張目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを命ぜられた場合においては、その勤務時間につき明確に証明できるものについては、時間外勤務手当を支給する。

- 3 条例第13条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第13条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第13条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

4 条例第13条第3項の規則で定める時間は、休日が属する週において職員が休日勤務を命ぜられ、当該勤務に係る休日勤務手当が支給された場合における次に掲げる時間その他任命権者が必要と認めた時間とする。

(1) 1週間の正規の勤務時間が勤務時間条例第2条に定める勤務時間（以下「勤務時間条例による勤務時間」という。）に当該休日勤務した時間を加えた時間以下になる場合の割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

(2) 1週間の正規の勤務時間が勤務時間条例による勤務時間に当該休日勤務した時間を加えた時間を超える場合の割振り変更前の正規の勤務時間のうち当該休日勤務した時間数に相当する時間

5 条例第13条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。

6 条例第14条の規則で定める日は、勤務時間条例第4条又は第5条に規定する週休日に当たる勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の正規の勤務日（勤務時間条例第4条又は第5条の規定による勤務時間が割り振られた日という。以下この項において同じ。）（その日が条例第12条第1項第2号に規定する祝日法による休日等若しくは同項第3号に規定する年末年始の休日等又は勤務時間条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務日）とする。ただし、任命権者が、職員の勤務時間の割振りの事情により他の日とするときは、その日とする。

7 条例第14条の規則で定める割合は、100分の135とする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日にあつては、100分の150とする。

8 条例第13条第4項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間（勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項の規定に適用を受ける職員として勤務した者（管理者の定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年共立蒲原総合病院組合規則第2号）第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるも

のに限る。)により週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)に変更された日

- (2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項の適用を受ける職員として勤務した者(当該月における週休日(同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。)の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他管理者の定める職員を除く。) 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替(勤務時間規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。)により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日に属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日に属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して管理者の定める日

(休日勤務手当の支給される日)

第22条 条例第14条第3項に規定する規則で定める日は、勤務を要しない日に当たる国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日のうち5月3日から5月5日とする。ただし、職員の正規の勤務時間の割り振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて管理者の承認を得たときはその日とする。

(宿日直手当の支給)

第23条 条例第16条に規定する宿日直勤務とは、次の各号に掲げる勤務をいう。

- (1) 勤務時間条例第2条に規定する正規の勤務時間以外の時間並びに勤務時間条例第9条に規定する休日(次号及び第3号において「宿日直勤務時間」という。)に本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁舎の監視を目的とする勤務
- (2) 宿日直勤務時間において行う救急の外来患者に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務
- (3) 宿日直勤務時間において行う救急の外来患者に対処するための事務処理等を行う者の宿日直勤務

2 宿日直手当の額は、その勤務1回につき次の各号に掲げる額(土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 前項第1号の勤務については2,300円
- (2) 前項第2号の勤務については34,000円とする。ただし、当分の間1,000円を加えた額とする。
- (3) 前項第3号の勤務については7,200円とする。ただし、事務職員以外については当分の間800円を加えた額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 条例第16条の3第1項の規則で定める職員は、第18条第1項各号に掲げる職を占める職員とする。

2 条例第16条の3第3項第1号で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

3 条例第16条の3第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 行政職給料表6級、医療職給料表(1)5級、医療職給料表(2)6級及び医療職給料表(3)6級に従事する職員 12,000円
- (2) 医療職給料表(1)4級、医療職給料表(2)5級及び医療職給料表(3)5級に従事する職員 10,000円

4 条例第16条の3第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 行政職給料表6級、医療職給料表(1)5級、医療職給料表(2)6級及び医療職給料表(3)6級に従事する職員 6,000円
- (2) 医療職給料表(1)4級、医療職給料表(2)5級及び医療職給料表(3)5級に従事する職員 5,000円

5 条例第16条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2の勤務をした管

理監督職員には、その引続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

6 管理者（その委任を受けた者を含む。）は、別記様式による管理職員特別勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。

7 管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、その日に支給することができない特殊な事情があるときは、その日後に支給することができる。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第25条 条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額は、条例、規則その他の規程によって給料月額を減額して支給する場合であっても、その職員が本来受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

2 条例第12条の規定により勤務しないことについて給与を減額される時間数及び時間外勤務手当等の支給の基礎となる時間数は、その月の時間数を合計したものによる計算する。この場合において、その時間数1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは切上げ、30分未満のときは切捨てる。

（雑則）

第26条 この規則により難い事情があると認められるときは、別段の取り扱いをすることができる。

附 則（平成18年3月23日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成22年3月31日までの間における給与条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合）

2 平成22年3月31日までの間における給与条例第9条の3の規則で定める割合は、100分の11とする。

附 則（平成19年3月28日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（平成22年3月31日までの間における給与条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合）

2 平成22年3月31日までの間における給与条例第9条の3の規則で定める割合は、100分の12とする。

附 則（平成22年 3 月15日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年12月 1 日から適用する。

附 則（平成22年 3 月31日規則第 4 号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第23条第 2 項第 2 号及び同項第 3 号の改正は、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成22年 4 月30日規則第 5 号）

この規則は、平成22年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 9 月28日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第18条の規定は、平成23年 4 月 1 日から適用する。

（初任給基準改正に伴う在職者の号給）

- 2 この規則の施行日前から引き続き医療職給料表(3)の適用を受ける職員の施行日の号給は、当該職員が施行日に受けるべき号給の 1 号上位の号給とする。

附 則（平成23年11月30日規則第 5 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行し、平成23年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成24年 3 月27日規則第 2 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 6 日規則第 6 号）

この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年11月16日規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（初任給基準改正に伴う在職者の号給）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き医療職給料表(3)の適用を受ける職員の施行日の号給は、当該職員が施行日に受けるべき号給の 1 号上位の号給とする。

附 則（平成25年 3 月23日規則第 7 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年11月21日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（初任給基準改正に伴う在職者の号給）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き医療職給料表(3)の適用を受ける職員の施行日の号給は、当該職員が施行日に受けるべき号給の1号上位の号給とする。

附 則（平成27年3月27日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（初任給基準改正に伴う在職者の号給）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き医療職給料表(3)の適用を受ける職員の施行日の号給は、当該職員が施行日に受けるべき号給の1号上位の号給とする。

附 則（平成28年3月28日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月5日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第7及び別表第9の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

行政職給料表等級別基準職務表	6級	規則で定める室長	地域医療支援室長
医療職給料表(2)等級別基準職務表	6級	規則で定める技監	医療安全管理室技監
医療職給料表(3)等級別基準職務表	5級	規則で定める室長	医療安全管理室長又は地域医療支援室長

別表第2（第4条関係）

初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
医 師	医 大 卒	1 級 17 号
薬 劑 師	大 学 6 卒	2 級 23 号
	大 学 卒	2 級 9 号
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 9 号
	短 大 三 卒	2 級 5 号
管 理 栄 養 士	大 学 卒	2 級 9 号
	短 大 二 卒	1 級 21 号
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 9 号
	短 大 三 卒	2 級 5 号
理 学 療 法 士	大 学 卒	2 級 9 号
	短 大 三 卒	2 級 5 号
作 業 療 法 士	大 学 卒	2 級 9 号
	短 大 三 卒	2 級 5 号
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	2 級 9 号
	短 大 三 卒	2 級 5 号
視 能 訓 練 士	大 学 卒	2 級 9 号
	短 大 三 卒	2 級 5 号
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級 9 号
	短 大 三 卒	2 級 5 号
保 健 師 助 産 師 看 護 師 准 看 護 師	保 健 師 養 成 所	3 級 5 号
	助 産 師 養 成 所	3 級 5 号
	看 護 師 養 成 所	2 級 17 号
	准 看 護 師 養 成 所	1 級 13 号
事 務 職 員 用 務 員	大 学 卒	1 級 29 号
	短 大 二 卒	1 級 17 号
	高 卒	1 級 5 号
介 護 員	大 学 卒	1 級 25 号
	短 大 二 卒	1 級 13 号
	高 卒	1 級 1 号
そ の 他	高 卒	1 級 5 号

別表第3（第4条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員・地方公務員・公共企業体職員・政府関係機関職員・外国政府職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	他の職員との均衡を著しく失う場合はこの限りでない
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
兵役期間（引き続き海外によく留されていた期間を含む。）	直接関係があると認められるもの	10割ないし8割	
	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする
その他の期間	教育、医療、海事、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	5割以下	

別表第4（第16条の2関係）

休職期間等調整換算表

事由	引き続いて勤務しない期間についての換算率	
条例第22条第1項の規定による休職		
勤務時間規則第14条第1項第1号の公務による負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇		$\frac{3}{3}$
共立蒲原総合病院組合職員の分限に関する条例（昭和36年共立蒲原総合病院組合条例第21号）第2条第2号の規定による休職		$\frac{3}{3}$
勤務時間条例第15条の介護休暇		
地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けた場合の休職		$\frac{2}{3}$
条例第22条第2項の規定による休職		
勤務時間規則第14条第1項第2号の結核性疾患による病気休暇		$\frac{1}{2}$
条例第22条第3項の規定による休職		
勤務時間規則第14条第1項第3号に規定する病気休暇		$\frac{1}{3}$
条例第22条第4項の規定による休職	0（無罪判決を受けた場合は事情により $\frac{3}{3}$ ）	

備考 本表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受けている号給を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。

別表第5（第4条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+ 12年
修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
専門職学位課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学6卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
大学4卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
短大1卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
高校2卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

備考

- この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

別表第6（第7条関係）

ア 行政職給料表級別資格基準表

職務の級			
2級	3級	4級	5級
3	4	4	2

備考

本表の職務の級欄に掲げる数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要経験年数を示す。

イ 医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級	
	2級	3級
医師	5	7

備考

本表の職務の級欄に掲げる数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要経験年数を示す。

ウ 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	職務の級		
	2級	3級	4級
薬剤師	0	2	6
管理栄養士	0	5	7
診療放射線技師	0	5	7
臨床検査技師	0	5	7
臨床工学技師	0	5	7
理学療法士	0	5	7
作業療法士	0	5	7
視能訓練士	0	5	7
言語聴覚士	0	5	7

備考

1 本表の職務の級欄に掲げる数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要経験年数を示す。

2 職種欄の「薬剤師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「2」とあるのは、「5」とする。

エ 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	職務の級		
	2 級	3 級	4 級
保健師	0	0	4
助産師	0	0	4
看護師	0	7	4

備考

1 本表の職務の級欄に掲げる数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要経験年数を示す。

2 職種欄の「看護師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「7」とあるのは、「5」とする。

別表第7 昇格時号給対応表（第8条関係）

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格の日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2
11	1	1	1	3	3
12	1	1	1	4	4
13	1	1	1	5	5
14	1	1	1	6	6
15	1	1	1	7	7
16	1	1	1	8	8
17	1	1	1	9	9
18	1	2	2	10	10
19	1	3	3	11	11
20	1	4	4	12	12
21	1	5	5	13	13
22	1	6	6	14	14
23	1	7	7	15	15
24	1	8	8	16	16
25	1	9	9	17	17
26	1	10	10	18	18
27	1	11	11	19	19
28	1	12	12	20	20
29	1	13	13	21	21
30	1	14	14	22	22
31	1	15	15	23	23
32	1	16	16	24	24
33	1	17	17	25	25
34	2	18	18	26	26
35	3	19	19	27	27
36	4	20	20	28	28
37	5	21	21	29	29
38	6	22	22	30	30
39	7	23	23	31	31
40	8	24	24	32	32
41	9	25	25	33	33
42	10	26	26	34	34

43	11	27	27	35	35
44	12	28	28	36	36
45	13	29	29	37	37
46	14	30	30	38	38
47	15	31	31	39	39
48	16	32	32	40	40
49	17	33	33	41	41
50	18	34	34	42	41
51	19	35	35	43	42
52	20	36	36	44	42
53	21	37	37	45	43
54	22	38	38	46	43
55	23	39	39	47	44
56	24	40	40	48	44
57	25	41	41	49	45
58	25	41	42	50	45
59	26	42	43	51	46
60	26	42	44	52	46
61	27	43	45	53	47
62	27	43	45	54	47
63	28	44	45	55	48
64	28	44	46	56	48
65	29	45	46	57	49
66	29	45	46	58	49
67	30	46	47	59	50
68	30	46	47	60	50
69	31	47	47	61	50
70	31	47	48	62	50
71	32	48	48	63	50
72	32	48	48	64	50
73	33	49	49	65	50
74	33	49	49	66	50
75	34	49	49	67	50
76	34	49	50	68	50
77	35	50	50	68	51
78	35	50	50	68	51
79	36	50	51	68	51
80	36	50	51	68	51
81	37	51	51	69	51
82	37	51	52	69	51
83	38	51	52	69	51
84	38	51	52	69	51
85	39	52	53	69	51
86	39	52	53	70	51
87	40	52	53	70	51
88	40	52	53	70	51
89	41	53	54	71	52

90	41	53	54	72	52
91	42	53	54	73	52
92	42	53	54	74	52
93	43	53	55	75	53
94		54	55		
95		54	55		
96		54	55		
97		54	55		
98		54	56		
99		55	56		
100		55	56		
101		55	56		
102		55	56		
103		55	57		
104		56	57		
105		56	57		
106		56	57		
107		56	57		
108		56	58		
109		56	58		
110		57	58		
111		57	58		
112		57	58		
113		57	59		
114		57			
115		57			
116		58			
117		58			
118		58			
119		58			
120		58			
121		58			
122		59			
123		59			
124		59			
125		59			

イ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格の日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1

8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	1
19	1	3	1	1
20	1	4	1	1
21	1	5	1	1
22	2	6	1	1
23	3	7	1	1
24	4	8	1	1
25	5	9	1	1
26	6	10	2	1
27	7	11	3	1
28	8	12	4	1
29	9	13	5	1
30	10	14	6	1
31	11	15	7	1
32	12	16	8	1
33	13	17	9	1
34	14	18	10	1
35	15	19	11	1
36	16	20	12	1
37	17	21	13	1
38	18	22	14	1
39	19	23	15	1
40	20	24	16	1
41	21	25	17	1
42	22	26	18	1
43	23	27	19	1
44	24	28	20	1
45	25	29	21	1
46	25	30	22	2
47	26	31	23	3
48	26	32	24	4
49	27	33	25	5
50	27	34	26	6
51	28	35	27	7
52	28	36	28	8
53	29	37	29	9
54	29	37	30	9

55	29	38	31	10
56	29	38	32	10
57	30	39	33	11
58	30	39	34	11
59	30	40	35	12
60	30	40	36	12
61	31	41	37	13
62	31	41	37	13
63	31	42	38	14
64	31	42	38	14
65	32	43	39	15
66		43	39	
67		44	40	
68		44	40	
69		45	41	
70		45	41	
71		45	42	
72		46	42	
73		46	42	
74		46	42	
75		47	43	
76		47	43	
77		47	43	
78		48	43	
79		48	44	
80		48	44	
81		48	44	
82		48	44	
83		49	45	
84		49	45	
85		49	45	
86		49	45	
87		49	46	
88		50	46	
89		50	47	
90		50		
91		50		
92		50		
93		51		
94		51		
95		51		
96		51		
97		51		

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格の日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9
26	6	10	14	10	10
27	7	11	15	11	11
28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22
39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	26	30	34	30	30
47	27	31	35	31	31

48	28	32	36	32	32
49	29	33	37	33	33
50	29	34	38	33	33
51	30	35	39	34	34
52	30	36	40	34	34
53	31	37	41	35	35
54	31	38	42	35	35
55	32	39	43	36	36
56	32	40	44	36	36
57	33	41	45	37	37
58	33	42	46	38	37
59	34	43	47	39	37
60	34	44	48	40	38
61	35	45	49	41	38
62	35	46	50	41	38
63	36	47	51	41	39
64	36	48	52	42	39
65	37	49	53	42	39
66	38	50	54	42	40
67	39	51	55	43	40
68	40	52	56	43	40
69	41	53	57	43	40
70	41	53	58	44	41
71	41	54	59	44	41
72	42	54	60	44	41
73	42	55	61	45	41
74	42	55	61	45	42
75	43	56	62	45	42
76	43	56	62	45	42
77	43	57	63	46	42
78	44	57	63	46	43
79	44	58	64	46	43
80	44	58	64	46	43
81	45	59	65	47	43
82	45	59	65	47	44
83	46	60	66	47	44
84	46	60	66	47	44
85	47	61	67	48	44
86		61	67	48	
87		61	68	48	
88		61	68	48	
89		61	69	48	
90		61	70	48	
91		61	71	49	
92		62	72	49	
93		62	73	49	
94		62	73	49	

95		62	74	49	
96		62	74	49	
97		62	74	50	
98		62	74	50	
99		63	74	50	
100		63	74	50	
101		63	74	50	
102		63	74	50	
103		63	74	51	
104		63	74	51	
105		63	74	51	
106			74		
107			74		
108			74		
109			74		
110			74		
111			74		
112			74		
113			74		

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4

25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40

72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41
78	62	54	66	58	41
79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42
81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43
86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	
95	74	71	83	68	
96	74	72	84	68	
97	75	73	85	68	
98	75	74	85	68	
99	76	75	86	69	
100	76	76	86	69	
101	77	77	87	69	
102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	82	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	83	85	95		
118	83	85	95		

119	83	85	95		
120	83	85	96		
121	84	86	96		
122	84	86	96		
123	84	86	97		
124	84	86	97		
125	85	87	97		
126	85	87			
127	85	87			
128	86	87			
129	86	88			
130	86	88			
131	87	88			
132	87	88			
133	87	89			
134	88	89			
135	88	89			
136	88	90			
137	89	90			
138	89	90			
139	89	90			
140	89	90			
141	90	91			
142	90	91			
143	90	91			
144	90	91			
145	91	91			
146	91	92			
147	91	92			
148	91	92			
149	92	92			
150	92	92			
151	92	93			
152	92	93			
153	92	93			
154	93				
155	93				
156	93				
157	94				
158	94				
159	94				
160	94				
161	95				
162	95				
163	95				
164	96				
165	96				

166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

別表第8 昇給号給数表（第4条、第11条の4関係）

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	8以上	6	4	2	0
	4以上	3	0	0	0
	4以上	3	2	1	0

備考 この表に定める上段の号級数は条例第4条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、中段の号給数は条例第4条第6項本文の規定の適用を受ける職員に、下段の号級数は同項ただし書の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第9 降格時号給対応表（第9条の2関係）

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	33	17	17	9	9
2	33	18	18	10	10
3	33	19	19	11	11
4	34	20	20	12	12
5	35	21	21	13	13
6	36	22	22	14	14
7	37	23	23	15	15
8	39	24	24	16	16
9	40	25	25	17	17
10	42	26	26	18	18
11	43	27	27	19	19
12	44	28	28	20	20
13	45	29	29	21	21
14	46	30	30	22	22
15	47	31	31	23	23
16	48	32	32	24	24
17	49	33	33	25	25
18	50	34	34	26	26
19	51	35	35	27	27
20	52	36	36	28	28
21	53	37	37	29	29
22	54	38	38	30	30
23	55	39	39	31	31
24	56	40	40	32	32
25	58	41	41	33	33
26	60	42	42	34	34
27	62	43	43	35	35
28	64	44	44	36	36
29	66	45	45	37	37
30	68	46	46	38	38
31	70	47	47	39	39
32	72	48	48	40	40
33	74	49	49	41	41
34	76	50	50	42	42
35	78	51	51	43	43
36	80	52	52	44	44
37	82	53	53	45	45
38	84	54	54	46	46
39	86	55	55	47	47
40	88	56	56	48	48
41	90	58	57	49	50
42	92	60	58	50	52

43	93	62	59	51	54
44	93	64	60	52	56
45	93	66	63	53	58
46	93	68	66	54	60
47	93	70	69	55	62
48	93	72	72	56	64
49	93	76	75	57	66
50	93	80	78	58	76
51	93	84	81	59	88
52	93	88	84	60	92
53	93	93	88	61	93
54	93	98	92	62	93
55	93	103	97	63	93
56	93	109	102	64	93
57	93	115	107	65	93
58	93	121	112	66	93
59	93	125	113	67	93
60	93	125	113	68	93
61	93	125	113	69	93
62	93	125	113	70	93
63	93	125	113	71	93
64	93	125	113	72	93
65	93	125	113	73	93
66	93	125	113	74	93
67	93	125	113	75	93
68	93	125	113	80	93
69	93	125	113	85	93
70	93	125	113	88	93
71	93	125	113	89	93
72	93	125	113	90	93
73	93	125	113	91	93
74	93	125	113	92	93
75	93	125	113	93	93
76	93	125	113	93	93
77	93	125	113	93	93
78	93	125	113	93	93
79	93	125	113	93	93
80	93	125	113	93	93
81	93	125	113	93	93
82	93	125	113	93	93
83	93	125	113	93	93
84	93	125	113	93	93
85	93	125	113	93	93
86	93	125	113	93	
87	93	125	113	93	
88	93	125	113	93	
89	93	125	113	93	

90	93	125	113	93	
91	93	125	113	93	
92	93	125	113	93	
93	93	125	113	93	
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93	125			
111	93	125			
112	93	125			
113	93	125			
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

イ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	25	45
2	22	18	26	46
3	23	19	27	47
4	24	20	28	48
5	25	21	29	49
6	26	22	30	50
7	27	23	31	51

8	28	24	32	52
9	29	25	33	54
10	30	26	34	56
11	31	27	35	58
12	32	28	36	60
13	33	29	37	62
14	34	30	38	64
15	35	31	39	65
16	36	32	40	65
17	37	33	41	65
18	38	34	42	65
19	39	35	43	65
20	40	36	44	65
21	41	37	45	65
22	42	38	46	
23	43	39	47	
24	44	40	48	
25	46	41	49	
26	48	42	50	
27	50	43	51	
28	52	44	52	
29	56	45	53	
30	60	46	54	
31	64	47	55	
32	65	48	56	
33	65	49	57	
34	65	50	58	
35	65	51	59	
36	65	52	60	
37	65	54	62	
38	65	56	64	
39	65	58	66	
40	65	60	68	
41	65	62	70	
42	65	64	74	
43	65	66	78	
44	65	68	82	
45	65	71	86	
46	65	74	88	
47	65	77	89	
48	65	82	89	
49	65	87	89	
50	65	92	89	
51	65	97	89	
52	65	97	89	
53	65	97	89	
54	65	97	89	

55	65	97	89	
56	65	97	89	
57	65	97	89	
58	65	97	89	
59	65	97	89	
60	65	97	89	
61	65	97	89	
62	65	97	89	
63	65	97	89	
64	65	97	89	
65	65	97	89	
66	65	97		
67	65	97		
68	65	97		
69	65	97		
70	65	97		
71	65	97		
72	65	97		
73	65	97		
74	65	97		
75	65	97		
76	65	97		
77	65	97		
78	65	97		
79	65	97		
80	65	97		
81	65	97		
82	65	97		
83	65	97		
84	65	97		
85	65	97		
86	65	97		
87	65	97		
88	65	97		
89	65	97		
90	65			
91	65			
92	65			
93	65			
94	65			
95	65			
96	65			
97	65			

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級

1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25
10	30	26	22	26	26
11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40
25	45	41	37	41	41
26	46	42	38	42	42
27	47	43	39	43	43
28	48	44	40	44	44
29	50	45	41	45	45
30	52	46	42	46	46
31	54	47	43	47	47
32	56	48	44	48	48
33	58	49	45	50	50
34	60	50	46	52	52
35	62	51	47	54	54
36	64	52	48	56	56
37	65	53	49	57	59
38	66	54	50	58	62
39	67	55	51	59	65
40	68	56	52	60	69
41	71	57	53	63	73
42	74	58	54	66	77
43	77	59	55	69	81
44	80	60	56	72	85
45	82	61	57	76	85
46	84	62	58	80	85
47	85	63	59	84	85

48	85	64	60	90	85
49	85	65	61	96	85
50	85	66	62	102	85
51	85	67	63	105	85
52	85	68	64	105	85
53	85	70	65	105	85
54	85	72	66	105	85
55	85	74	67	105	85
56	85	76	68	105	85
57	85	78	69	105	85
58	85	80	70	105	85
59	85	82	71	105	85
60	85	84	72	105	85
61	85	91	74	105	85
62	85	98	76	105	85
63	85	105	78	105	85
64	85	105	80	105	85
65	85	105	82	105	85
66	85	105	84	105	
67	85	105	86	105	
68	85	105	88	105	
69	85	105	89	105	
70	85	105	90	105	
71	85	105	91	105	
72	85	105	92	105	
73	85	105	94	105	
74	85	105	113	105	
75	85	105	113	105	
76	85	105	113	105	
77	85	105	113	105	
78	85	105	113	105	
79	85	105	113	105	
80	85	105	113	105	
81	85	105	113	105	
82	85	105	113	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		
90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		

95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		
98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44

25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	

72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			

119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第10（第18条関係）

区分	支給対象者	支給月額
行政職給料表適用職員	事務長	給料月額の100分の16に3万円を加える。
	事務次長	給料月額の100分の14
	課長及び室長	給料月額の100分の11
	参事	給料月額の100分の9
医療職給料表(1)適用職員	院長	給料月額の100分の25に3万円を加える。
	副院長及び診療参事	給料月額の100分の20
医療職給料表(2)適用職員	診療技術部長及び薬局長	給料月額の100分の12
	技師長、技監及び副薬局長	給料月額の100分の11
	副技師長	給料月額の100分の9
医療職給料表(3)適用職員	副院長	給料月額の100分の20
	看護部長	給料月額の100分の16
	副看護部長	給料月額の100分の12
	看護師長及び介護長	給料月額の100分の11
	副介護長	給料月額の100分の9

別表第 1 1 (第 5 条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	4 大学 6 卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限 6 年のものに限る。)の卒業
(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格		
5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業	
	(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格	
6 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業	
	(2) 国立看護大学校看護学部の卒業	
	(3) 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所(同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。)の卒業	
	(4) 大学評価・学位授与機構(旧学位授与機構を含む。)からの学士の学位の取得	
	(5) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格	
2 短大卒	1 短大 3 卒	(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了
		(2) 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業
		(3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業
		(4) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所(いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。)の卒業
		(5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する

	<p>法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(6) 臨床工学技士法による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(7) 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(8) 診療放射線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(9) 視能訓練士法による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業</p> <p>(11) 言語聴覚士法による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあつては、4年）以上の修学を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(12) 旧図書館短期大学別科又は旧図書館職員養成所（いずれも「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(13) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格</p>
2 短大2卒	<p>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業</p>

		(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業
		(4) 栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業
		(5) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業
		(6) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業
		(7) 児童福祉法施行令第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業
		(8) 歯科衛生士法による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業
		(9) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	2 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格